

緑ヶ丘通信

2025
No.236

＝令和7年8月27日発行＝

<http://nomura-h.esnet.ed.jp>

発行／愛媛県立野村高等学校総務厚生課

長かった夏休みも終わりを告げ、子どもたちの元気な声が学校に戻ってきました。この夏、それぞれの目標に向かって努力したり、家族や友人と楽しい思い出を作ったりと、充実した日々を過ごせたことと思います。保護者の皆様につきましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今回の緑ヶ丘通信では、お子様の成長を見守る上で特に重要となる、生徒の心身の安全を守るための指針について、いくつかの法的な観点を交えながらお伝えしたいと思います。

近年、日本では子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、法律の改正や社会的な意識改革が進んでいます。学校現場における体罰の根絶に向けた取組はもちろんのこと、家庭内での子どもの安全を守ることについても、意識の変化が生まれています。2023年4月に民法が改正され、保護者による「懲戒権」の行使について見直しが行われました。これにより、子どもへの「しつけ」という名目であっても、体罰や、子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動は禁止されることが明確になりました。従来、厳しい「しつけ」の一環として捉えられがちであった「虐待」に当たる行為には、以下のようなものがあります。

- ・あまりにもしつこくおもちゃをねだるので、子どものほほをぎゅっとつねった。
- ・門限を破って帰ってこなかったのに、寒空の下、家に入れなかった。
- ・子どもの暴言を厳しく叱り、反省させるため、一週間何を言っても無視をした。
- ・母の作った食事を残そうとしたので、それを見た父が激怒して、3日間食事を与えなかった。

また、2000年より施行された児童虐待防止法には、第6条に「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない」と定められています。これは学校の教職員だけでなく、保護者の皆様や地域社会に暮らすすべての人に課せられる義務となっています。

お子様の健全な成長には、安心できる家庭環境と、社会全体の見守りが不可欠です。本校では、生徒が安心して学校生活を送れるよう、教職員全員で生徒の様子をきめ細かく見守り、早期発見・早期対応に努めてまいります。

保護者の皆様におかれましても、お子様との対話の時間を大切にし、困ったことがあればいつでも学校へ御相談いただければ幸いです。今後とも、本校の教育活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

野村高校カレンダー 9月

月日	曜	行事内容
9/1	月	《特別時間割》(～5日) 全体練習・学年別練習(午前) 団別練習(午後)
2	火	スキルアップトライアル(12) 全体練習・学年別練習(午前) 団別練習(午後)
3	水	体育祭総練習 人権デー(5)
4	木	全体練習・学年別練習(午前) 団別練習(午後)
5	金	体育祭準備(午前) 各団準備(午後)
6	土	創立80周年記念体育祭
7	日	体育祭予備日
8	月	振替休日 校納金口座振替日
9	火	面接週間《短縮授業》(～12日) スキルアップトライアル(13)
12	金	シルク博物館講演(2) ⑥(1年生探究)

月日	曜	行事内容
13	土	3年第1回ベネ駿台大学入学共通テスト模試(～14日)
15	月	敬老の日
16	火	スキルアップトライアル(14)
17	水	月曜日①～⑥の時間割 農ク第4回奉仕活動 モーカエル day
22	月	スキルアップトライアル(15)
23	火	秋分の日
24	水	自動車運転免許取得説明会 (あやぐも館 18:30～)
26	金	第2回実用英語技能検定(一次) 地域ファームステイ報告会⑤⑥
28	日	第73回情報処理検定試験
29	月	中間考査発表・家庭学習時間調査

7月の生徒の様子

スポーツデー



野球応援



オープンハイスクール(部活動で中学生と交流しました!)

